

# 工場委員会を設置して

## 労働争議を防止せんと案

### 百名の資本家工場主等協議す

大阪の労働争議を抑制する各工場  
の労働争議に際して大阪市長及び各種  
原料の資本家工場主凡そ百名は十  
六日午後四時から市会館第三会議室  
の大阪工場主会合に集り、  
東京を考案し意見の交換をした  
。目下労働中の徳島田辺製糖所よりは  
前年友達氏住友製糖所よりは山下  
会合をなさし出前し雇上工場委員  
会を設置しては如何なるの案もあ  
つた結局まとつた決議を見ず

近々工業界から具體的に立案  
し各工場主に回る事になり七月十  
分設け、而して此の事を新聞に  
し労働者側では是れは資本家  
の隠して労働者に知らせるにら  
や及工場本村理事長は之れが  
職上全面的各労働團體に協力を  
ばして其の同意を求めべく近々  
交を起程送する機嫌である

### 住友電線所同業所・豊田電線所問題

## 電線所本日の回答

### 代表職上の職首を覺悟して 男女職上の職金を

夕刊報、十六日朝改めて委員書  
を提出する。共に雇傭状を呈  
した住友電線所職工は午後四時半  
頃から何れも作業場を放れて専ら  
に出で又四百の女工も仕事を放棄  
して男工に加はり職内に労働歌を  
唱し殆ど場内雑業の状態とな  
つたが

委員は朝協議の結果、  
本日の行動に出るため同業所の十七  
日午後十時までは本所の職首を  
代表して本所の職首を代表して

委員は朝協議の結果、  
本日の行動に出るため同業所の十七  
日午後十時までは本所の職首を  
代表して本所の職首を代表して

いふことは本報で述べても  
する餘地がない  
云ひは種々新聞に從つ  
て職一の時には職工の一部  
しても又場合によれば臨時休業  
に出るかも知れないの事へ  
つてくる。然し職工側も解雇して  
代表職工は念願となる事  
みせし全職工は代表者の職  
しして男工は二回、女工は五  
十回、職工側も解雇して  
ここに申告せられた十七日午十時  
の同業所職工は職業の場に出  
てはいないか疑はれてる

## 山内の復職を期す

### 本日全職工調印して

#### 更に敷願書を提出せん

夕刊報、十六日午後一時半、工  
友代表者、職員等、共に引き出た由  
の結末三時半に至つて再び職  
を無した。其の内容は前日工  
金、職内不調の調子をし、  
由で職内された山内職首の解雇  
を撤回したもので先きに一旦提  
出した敷願書には全然解れて  
なかつたが、職内は協定の結果一  
日解雇した者は、今更任方が無い  
て五時半分職員を終り同時  
に其の回答を職内に貼り出し

た一方委員の職首を合せて  
居た職工は直に食店へ演説會を  
開き言論の自由を確保するため先  
づ山内の復職のために起つ事を申  
し、五時半五分職員退社したそ  
れより、職内委員等は約七十名  
を率ゐ、山内職首を合せて、  
職内に就職の結果十七日全職  
工の調印を纏めた上、  
一、廿七日朝刊報の如き五項より  
なる要求以内の敷願書  
の二通を同時に職内に提出し右  
の職(一)の敷願書は十六日の如く

職に就くか  
職に就くか  
職に就くか

## 孰らに就く？ 職長會

### 電線所の職長と組長

住友電線所職長十餘名  
は職工側から第一回の演説會を提出  
した十四日午後二時、職長會の各に  
依り、職工側の代表者を  
らんと申出たが職工委員は依り  
の職長を代表して申出た  
職長は職工側を代表して申出た  
に職長を代表して申出た  
たらんと申出た、職工側は之を別  
頭、職工側の演説會場で職長に誘つ  
た。職長は職工側の代表者を  
に職長を代表して申出た  
この旨を職長會に傳達した、職長  
會今後の態度は注目されてゐる

職長會の職長十餘名  
は職工側から第一回の演説會を提出  
した十四日午後二時、職長會の各に  
依り、職工側の代表者を  
らんと申出たが職工委員は依り  
の職長を代表して申出た  
職長は職工側を代表して申出た  
に職長を代表して申出た  
たらんと申出た、職工側は之を別  
頭、職工側の演説會場で職長に誘つ  
た。職長は職工側の代表者を  
に職長を代表して申出た  
この旨を職長會に傳達した、職長  
會今後の態度は注目されてゐる

## 會社は拒絶に決した

### 兩所共解決容易ならず

住友電線所では十六日午後七時  
から中田、山下、福留、西岡、電線  
務、日高、岡田、若人等が合して新  
しく要求書となつて現はれた電線  
工場の問題に關する職首職工山  
内職首の復職問題等について職  
に職を兼ねたが

職首職工の要求案件に對しては  
一日の回答が既に職長が最大限  
の職首をして與へたものであるか  
らこれ以上更に職首を職  
めなむの意向に決したものと如  
く、又山内の復職は十六日代表者  
宛て職首に對しての回答で既に應  
じてゐるから更に職首にするに及ば  
ないシ、職首の方針通り職